

多摩市連光寺六丁目農業公園指定管理者候補者選定委員会
市民委員募集・選考要項

令和 8 年 7 月 14 日
環境部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、多摩市連光寺六丁目農業公園指定管理者候補者選定委員会及び多摩市連光寺六丁目農業公園指定管理者候補者選定審査会設置要綱（令和 8 年多摩市告示第 328 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる市民として委嘱される委員（以下「市民委員」という。）の公募による選出にあたり、必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法等)

第 2 条 募集周知は、たま広報（令和 8 年 7 月 20 日号）及び多摩市公式ホームページにより行う。

2 公募期間は、令和 8 年 7 月 21 日から令和 8 年 8 月 10 日までとする。

3 募集する人数は、2 人以内とする。

(応募の資格・方法等)

第 3 条 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、多摩市連光寺六丁目農業公園及び都市公園のいずれかの利用者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 市の区域内に住所を有すること。

(2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務していること。

(3) 市の区域内に存する学校に在学していること。

2 応募者は、次に掲げる事項を記載し、多摩市長に提出しなければならない。第 3 条 1 項 2 号に該当する場合に限り勤務先を記載すること。

(1) 利用している施設の名称

(2) 氏名

(3) 生年月日

(4) 性別

(5) 現住所

(6) 勤務先

(7) 前項第 2 号に該当する者にあつては、勤務する事務所又は事業所の名称と所在地、前項第 3 号に該当する者にあつては、在学する学校の名称と所在地。

(8) 電話番号その他の連絡先

3 応募者は、次に掲げるテーマについて記した 800 字程度の小論文を提出しなければならない。

小論文のテーマは、「「農業公園、保全地域、市民」のキーワードを使用しあなたの考える農業公園の在り方について」とする。

4 応募書類は、次の各号のいずれかの方法により、公募期間内に公園緑地課に到達した

ものを収受する。

- (1) 応募者本人の持参又は代理人の持参
- (2) 郵送
- (3) 多摩市公式ホームページ内の応募専用フォームによる応募
(資格審査・採点手順)

第4条 提出された応募書類については、予め事務局で資格審査を行う。

2 資格審査後に、選考委員により採点基準に基づき採点を行う。

3 採点の際は応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し採点する。

(選考委員)

第5条 選考委員は、環境部長を委員長として、市民経済部長、公園緑地課長、経済観光課長、環境政策課長の5人の委員をもって構成する。

(選考基準)

第6条 提出された小論文については、選考委員が以下の採点基準により項目別に審査を行い、選考委員一人につき持ち点25点、各項目の得点集計結果の75点以上(125点満点)の者を市民委員候補者とする。

【評価基準】

- (1) 文章の伝達性：誤字・脱字がなく、わかりやすいか。
- (2) 文章の構成力：論文として論理的な展開となっているか。
- (3) 内容の独自性：内容に独自性があり、市民の目線、生活者起点が反映されているか。
- (4) 内容の具体性：内容に具体性が備わっているか。
- (5) 内容のバランス：視点に偏りがなく、広い視点で物事を捉えているか。

【採点方法】

- (1) 特に優れている (A) : 5点
- (2) 優れている (B) : 4点
- (3) 普通 (C) : 3点
- (4) やや劣っている (D) : 2点
- (5) 劣っている (E) : 1点

(選考結果の報告)

第7条 委員長は、市民委員候補者選考後、速やかに選考の結果を、書面により多摩市長に報告するものとする。

(選出の方法)

第8条 多摩市は、市民委員候補者のうちから、多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則(平成16年多摩市規則第54号)第16条及び応募者が利用している制度導入施設の割合等に照らし総合的に判断し、市民委員の選出を行うものとする。

2 多摩市は、応募した者の数が第2条第3項の募集定員(以下「募集定員」という。)以下のときは、前項の規定によらず、市民委員の選考を行うことができるものとする。

3 多摩市は、前2項の規定により選出した者の数が募集定員に満たない場合において、当該満たない数の市民委員を選出するときは、公募以外の方法により市民委員を選出することができるものとする。

(結果の通知)

第 9 条 多摩市は、前条の規定により市民委員を選出したときは、速やかに応募した者全員に書面で通知するものとする。

(氏名等の公表)

第 10 条 多摩市は、要綱第 2 条に規定する報告を受けた後、市民委員に選任された者の氏名等を公表するものとする。

(文書の管理)

第 11 条 第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により提出された小論文及び書面については、これを返還しない。

2 前項の書面及び小論文の保存年限は、3 年とする。

(委任)

第 12 条 この要項に掲げるもののほか必要な事項は、環境部長が別に定める。